薬局開設許可申請手続きについて（那覇市保健所）

令和３年 10 月１日改定

●薬局とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む）であり、薬局の所在地の都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）の許可を受けなければなりません。
●開設者の変更、薬局の移転（同一敷地内、同一ビル内の移転も含む）及び全面改築の場合も新規開設許可の手続きが必要になります。
●許可には審査及び検査日数を要しますので、事前に保健所へご相談下さい。

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第４条、同法施行規則１条、薬局等構造設備規則第１条
薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第１条

【許可までの流れ】

申請書提出　→　検査の日程調整　→　検査　→　許可　→　許可証の受取　→　開設

【提出書類等】

用意部数：１部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

１．　薬局開設許可申請書（様式第一）
２．　薬剤師及び登録販売者一覧
３．　構造設備の概要
４．　業務体制の概要
５．　薬剤師及び登録販売者の通常の勤務体制
６．　特定販売の概要　※特定販売を行う場合のみ
７．　薬局の平面図及び付近見取り図
　・情報提供場所、要指導医薬品、第１類医薬品及び指定第２類医薬品の陳列場所を記載
　・薬局の全体の寸法（ｍで記入）及び面積を記載
　・ショッピングモール等店舗内に開設する場合は、薬局の位置がわかる施設全体図も添付すること
８．　薬剤師及び登録販売者の雇用契約書の写し（原本持参）または使用関係証明書
　・個人開設の場合、開設者の分は不要
９．　有資格者全員の薬剤師免許証または販売従事登録証の写し（原本持参）
１０．　開設者（法人の場合は代表者）の薬剤師の免許証の写し（原本持参）
　・開設者（法人の場合は代表者）が薬剤師でない場合は念書を提出
１１．　法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）（発行日より６ヶ月以内のもの）
１２．　薬局の独立性に関する申告書
１３．　（放射性医薬品を取り扱おうとする場合）
　放射性医薬品の種類及び貯蔵設備の概要を記載した書類

１４．　その薬局の管理者が薬剤師法第８条の２第１項の規定による厚生労働大臣の命令（再教育命令）を受けた者であるときは、同条第３項の再教育研修修了登録証の提示

１５．　ユーザーID 及びパスワード発行申請書

１６．　手数料　29,200 円（現金）

那覇市保健所　生活衛生課 医務薬務環境グループ
TEL　098-853-7963
FAX　098-853-7965
【窓口受付時間】
月～金曜日　８：３０～１７：１５
※１２：００～１３：００は昼休みのため閉庁します。
※土日祝祭日はお休みです。